

## 第 1 回 第 4 小委員会 会議録

日 時 平成 16 年 11 月 27 日 (土) 午前 10 時 54 分 ~ 午前 11 時 57 分  
会 場 平田町農村環境改善センター 和室

### 出席者

#### ・委員長

佐藤 弘

#### ・委員

伊藤 一哉 齋藤 康広 小松原 俊

( 欠席委員 伊藤 善市 )

#### ・説明員

農林水産部会長 前田 茂実 農林水産部会 和田 邦雄

林業水産分科会長 畠山 修 農業分科会 川田 進

農業委員会分科会長 小倉 税 農業委員会分科会 土井 一郎

建設部会長 阿蘇 弘夫 土木分科会 原田 茂

都市整備分科会 高橋 義雄 上水道分科会長 原田 昌之

生活排水分科会長 小林 英夫

#### ・事務局職員

五十嵐龍一 後藤 重明 齋藤 徹

### 議事日程

#### 1 開会

#### 2 正副委員長の選出

#### 3 あいさつ

#### 4 協議

( 1 ) 協議第 8 号 協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

( 2 ) 協議第 29 号 協定項目 24 - ( 12 ) 農林水産関係事業の取扱いについて

( 3 ) 協議第 30 号 協定項目 24 - ( 14 ) 生活排水関係事業の取扱いについて

( 4 ) 協議第 31 号 協定項目 24 - ( 15 ) 建設関係事業の取扱いについて

( 5 ) 協議第 43 号 協定項目 24 - ( 13 ) 水道関係事業の取扱いについて

#### 4 その他

#### 5 閉会

開会 午前10時54分

事務局（後藤重明） ご苦労さまでございます。協議会に引き続きの会議となりますけれども、よろしく願いいたします。

また、第4小委員会の皆様は、午後に予定しております議会議員の定数、任期等に関する小委員会の委員でもございますので、重ねてご協力をお願いしたいと思います。

会議時間は、12時をめぐりに進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日、欠席の通告をいただいている委員は、伊藤善市委員、1名でございます。

小委員会設置規程第5条第2項の定足数に達しておりますので、ただいまより第1回第4小委員会を開会いたしたいと思います。

---

#### 正副委員長の選出

事務局（後藤重明） 初めに、第1回目の小委員会でございますので、協議に入る前に、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

事務局で進行いたしますので、ご協力をお願いいたします。

まず、初めに、委員長の推薦をお願いしたいと思います。

どなたか、推薦いただける委員はおいででしょうか。

〔「佐藤弘委員」と発言する者あり〕

事務局（後藤重明） 佐藤弘委員という推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

事務局（後藤重明） 異議なしということですので、委員長には佐藤弘委員が決定いたしました。

次に、副委員長の推薦をお願いいたします。

〔「小松原委員」と発言する者あり〕

事務局（後藤重明） 小松原委員というお声がございます。

皆さん、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

事務局（後藤重明） ありがとうございます。

副委員長に小松原委員が決定いたしました。

それでは、委員長に佐藤弘委員、副委員長に小松原委員をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、委員長、副委員長の互選を終わります。

ご協力ありがとうございます。

佐藤弘委員、委員長席をお願いいたします。

続きまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。

ただいま、委員長、副委員長を決定いただきましたので、委員長、副委員長の順でごあいさつをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

委員長（佐藤 弘） それでは、私の方からごあいさつ申し上げたいと思いますけれども。

協議会の中で委員のメンバーは、遊佐町の離脱を受けて、遊佐町の委員が外れて、その他のメンバーはそのままでと思っていますけれども、松山町の方は佐々木さんより齋藤さんに替わられたようであります。あとは、きょうは伊藤先生が欠席でありますので、実際はこの4名での協議ということになりますけれども。

今までも委員長を務めさせていただいて、いろいろな議論をしてまいりました。それを受けて、新たに1市3町での協議会ということで、小委員会もそういうメンバーで行われるわけですけれども。水道問題が後で上程になると思いますけれども、他のことについて今までいろいろな議論をして調整をされてきたこと、それを踏まえて、確認の意味でこれからの議題になるのではないかと、こういうふうに思います。何分力不足ではありますが、委員の皆さん、あるいは各担当の職員の皆さんからご指導をいただきながら、この時間内の中の第4小委員会を取りまとめたいなと、こういうふうに思っています。皆さんのご協力を心からお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

事務局（後藤重明） ありがとうございます。

続きまして、副委員長の小松原委員より、ごあいさつをお願いいたします。

副委員長（小松原 俊） ただいま副委員長に推薦いただきました小松原です。

まずもって、皆さん方にはこれからの協議に対してよろしくをお願いしたいと思います。

今、委員長もおっしゃられましたように、今までおおむね協議がなされてきましたし。でも、きょう改めて集まってみると、久しぶりに集まったなという感もしております。合併の期日もほぼ予定されているようですので、ひとつよりよい地域づくりのために、委員長を中心にこの委員会も、いろいろな議案に対していい向きの提言をしていきたいと思っておりますので、

皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます、あいさついたします。

事務局（後藤重明） ありがとうございます。

それでは、協議に入ります前に、本日の説明員を紹介させていただきたいと思います。

第4小委員会は、農業関係と建設の関係ということですので、関係する部会、分科会の皆様からおいでをいただいております。

まず、初めに、農林水産部会長、平田町の前田農林課長でございます。

農林水産部会長（前田茂実） どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（後藤重明） 建設部会長、酒田市、阿蘇建設部長でございます。

建設部会長（阿蘇弘夫） どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（後藤重明） 続きまして、林業水産分科会長、八幡町の畠山農林課長でございます。

林業水産分科会長（畠山 修） よろしく申し上げます。

事務局（後藤重明） 農業委員会分科会長、酒田市の小倉農業委員会事務局長でございます。

農業委員会分科会長（小倉 税） よろしく申し上げます。

事務局（後藤重明） 土木分科会の副会長でございます、酒田市の原田土木課長でございます。

土木分科会副会長（原田 茂） よろしく申し上げます。

事務局（後藤重明） 都市整備分科会から、酒田市の高橋建築課長でございます。

都市整備分科会（高橋義雄） よろしく申し上げます。

事務局（後藤重明） 上水道分科会長でございます、酒田市の原田水道部長でございます。

上水道分科会長（原田昌之） よろしく申し上げます。

事務局（後藤重明） 生活排水分科会長でございます、酒田市、小林下水道課長でございます。

生活排水分科会長（小林英夫） よろしく申し上げます。

事務局（後藤重明） 事務局といたしまして、五十嵐局長、私、後藤と斎藤でございます。よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に進みます。

小委員会設置規程第4条第3項によりまして、議長は委員長が務めることになっておりますので、ここからは委員長にお願いいたします。

委員長（佐藤 弘） それでは、第4小委員会に付議されました議事をこれから進めさせていただきます。

協議第 8 号 協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いから建設関係の取扱い、農林水産、生活排水、建設関係が今まで協議をされてきたこと、あるいは先ほど特に農業委員会の関係は定数の見直しがあったということもありましたので、その辺について、確認ですから一つずつやってみますか。ちょっと時間がかかるとは思いますけれども、その辺をお願いいたしたいと思います。

この順序で進めていいんですね。

事務局（後藤重明） はい。

---

### 協議第 8 号 協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

委員長（佐藤 弘） それでは、まず最初に、協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、これは農業委員会分科会の小倉事務局長から説明をお願いします。

事務局長（五十嵐龍一） 事務局で。

委員長（佐藤 弘） 事務局でいいですか。それでは事務局で。

資料がありますので、資料はどれを見ればいいのか、説明しながらやってください。

事務局（斎藤 徹） それでは、協議第 8 号 協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご説明させていただきます。

資料は、委員の皆様におきましては、議案集を見ていただければ一番わかりやすいかと思えます。この厚いやつがございますでしょうか。

傍聴の方々は、先ほどの本協議会で配付になりました参考資料の方をごらんいただければと思えます。

それでは、議案集でございますが、7 のインデックスのついているところをおあげいただきますと、農業委員会の委員の定数及び任期というページになります。

それから、参考資料につきましては、2 ページになります。

それで、農業委員会の委員の定数及び任期でございますが、こちらにつきましては、調整方針につきましては、先ほどの本協議会でもご説明のあったとおり、一部変更になってございます。

それで、調整方針（1）は変更がございません。新市に 1 つの農業委員会を置く。

（2）についても変更はございません。2 カ月以内の期間で財源特例を適用するという内容になってございます。

( 3 ) については、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定による新市の農業委員会の選挙の委員の定数は30人とするということでございます。

関連もございますので、( 4 ) も一緒にご説明申し上げますが、( 4 ) 1 市 3 町のそれぞれの選挙区と定数の関係でございますが、酒田市の区域は 5 選挙区で定数19人、八幡町の区域は 1 選挙区で定数 4 人、松山町の区域は 1 選挙区で定数 3 人、平田町の区域は 1 選挙区で定数 4 人ということで、以前、庄内北部地域合併協議会でご協議いただいた 1 市 3 町の定数と変わりございません。庄内北部地域の場合は、遊佐町が 3 選挙区で定数 9 人ということがありまして、それらを足して39人という定数だったわけですが、今回、1 市 3 町の農業者数が6,000を切ってしまったということで、法定の上限定数が30人ということに変更になります。その関係で、以前協議いただいた 1 市 3 町の定数を足しますとちょうど30人ということで、30人の選挙委員の定数でいきたいということの調整方針でございます。この点が大きく変わった点ということでございます。

あとは、これに加えて、委員の皆様にご添付されております A 3 版の添付資料につきましては、具体的な事業を取りまとめたものでございますが、年度や数字等、最新の数字に調整した資料になってございますので、後ほどご参考にさせていただければということでお願いをいたしたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、農業委員会の定数及び任期の取扱いについての説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長(佐藤 弘) 39人から30人となったと。遊佐町の 9 名がこの中に加えられなくなったというふうなことです。

委員の皆さん、この件につきまして何かご意見等がありましたらお願いいたします。

我々の場合は前に決めておいたわけですから、きょうは変わった部分しか話題にならない。今さら 2 カ月の在任特例をどうするかという話題にはならないと思っております。

いいですか。

[ 「はい」と発言する者あり ]

委員長(佐藤 弘) それでは、今説明があったように、協定項目 7 の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案どおり確認をさせていただきたいと思っております。

## 協議第29号 協定項目24 - (12) 農林水産関係事業の取扱いについて

委員長（佐藤 弘） 次に、協定項目の24 - (12) 農林水産関係事業の取扱いについてを議題といたします。

これも事務方ですか。

事務局（斎藤 徹） 事務局の方から説明させていただきます。

それでは、協議第29号 協定項目24 - (12) 農林水産関係事業の取扱いでございます。

議案集の方は、(12)のインデックスのところを開いていただきますと、農林水産関係事業の取扱いについてが出てきます。

それから、参考資料につきましては10ページになります。協定項目24 - (12) 農林水産関係事業の取扱いでございます。

こちらにつきましては、先ほど全体の協議会の中でもありましたように、北部地域の合併協議会で既に確認された項目ということもございまして、必要となる文言だけの修正という内容になってございます。ただし、A3版の添付資料につきましては、最新の資料に変更を加えてございます。

それで、調整方針の主な変更点を説明させていただきますと、農業振興地域整備計画については変更がございません。

(2) 認定農業者制度についても変更がございません。

(3) 米の需給調整についても変更なしということになってございます。

(4) 農林水産関係制度資金についても、調整方針としては変更なしということになっております。

唯一、農林水産関係事業の取扱いで変更になった部分が、(5)水田農業ビジョンの関係でございます。こちらの方は先ほど協議会の方でも説明がありましたように、以前の庄内北部地域合併協議会での提案時におきましては、各市町の水田農業ビジョンがまだ策定される前での提案でございました。そういった関係から、各市町で策定される計画を新市に引き継ぐという文言になってございますが、現在はもう、すべて各市町とも水田農業ビジョンが策定された後になってございますので、こちらの調整方針の文言を、水田農業ビジョンについては各市町の計画を新市に引き継ぐということで、文言を変えさせていただいております。

あとは、(6)の農林水産関係補助金から、(7)農林水産関係施設の使用料等、(8)森林整備計画、(9)の農林水産関係証明書の発行手数料については、すべて変更のない状

態でご提案を申し上げたいと思います。

なお、添付資料の方でございますが、大きく変わったのが、添付資料の方の4ページでございます。米の需給調整関係が以前の生産調整という制度での提案だったのですが、平成16年度から米の需給調整ということで、制度の内容が変更になっておりますので、最新の制度の内容に変更をしてございますので、ご参考にごらんいただければと思います。

それから、参考資料の7ページ以降、7ページから12ページまでの農林水産関係の補助金関係の資料については、以前は平成15年度の当初予算額でしたが、平成16年度の当初予算額のベースでの資料に変更してございます。特に内容には、予算額等の違いがありますが、大きな違いというのではないような資料でございます。

それから、あとは13ページ以降の各農林水産関係の施設の使用料等については、大きな変更点としては3点ほどございます。

1点が、14ページの八幡町農業者健康管理センター、まいづる荘の方の使用料の規定が変わりましたので、新たな使用料の考え方に記述を直してございます。

それから、15ページ、酒田市の飛島海づり公園、こちらも以前は利用料があったんですけども、今年度、平成16年度から無料化ということで、使用料の部分を削除して記載してございます。

あと、もう1点が16ページでございますが、農村広場の関係で、八幡町に数河の池の表示を追加させていただいている。この3点が大きな変更点でございます。

あとは、それ以降の資料につきましては変更はございませんので、よろしくご協議をお願いいたしたいと思います。

委員長（佐藤 弘） 今、改めての、これだけ資料がまた、これだけ協議した覚えはないけれども、すごい、何ページもある。思い出しながら、皆さんも発言を。

齋藤委員は委員会では初めてですから、いろいろなことがあると思いますけれども。もし意見があれば。

変更項目で説明がありました。あとは従来調整方針で決定したときのということになりますので、何かありますか。

これの取扱い、もう少しいいんですけども、水道問題以外に報告して協議、方針を決定したものの、これはまた再度、次の法定協議会の中で委員会としては報告するという事なんですか。

事務局長（五十嵐龍一） 次回の協議会で、きょう第4小委員会でご議論いただいた協議結



果を報告、すべていただきます。

委員長（佐藤 弘） それでは、皆さんから意見を出してもらわないと、協議経過に出ませんので。

委員（伊藤一哉） これは1回報告したんだよな。

委員長（佐藤 弘） 1回報告したけれども、再確認というか、委員会のメンバーも変わりましたし、構成市町も変わったということで、今までの調整したもの……。

委員（齊藤康広） 今までの変更になった部分を説明したわけだけれども、それが結果的に影響があればあるし、なければないということでもよい。今までの決まったものを変更するなんていったって、これはちょっと無理だろうし。

委員長（佐藤 弘） だから、その辺も含めて第4小委員会の方に今付議をされて、皆さんがそうであれば、そういうふうに決めさせていただきたいというふうに思いますけれども。ですから、今説明があったこと、あるいは内容で、またこういうものでどうだという質問等があれば、せっかく説明員が来ていますので、皆さんからご意見を賜ればということで。なければないで結構なんです。

〔「ありません」と発言する者あり〕

委員長（佐藤 弘） ないですか。

副委員長、いろいろ見えていますけれども、余り多くて目が通せないというような状況ということ。

それでは、今の協定項目24 - (12) 農林水産関係事業の取扱いについては、補足説明があったように、それを確認させていただきたいと思います。

---

### 協議第30号 協定項目24 - (14) 生活排水関係事業の取扱いについて

委員長（佐藤 弘） 次に、協定項目24 - (14) 生活排水関係事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（後藤重明） 協定項目24 - (14) 生活排水関係事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

資料をごらんいただくのは、引き続き同じ資料をごらんさせていただきたいと思います。24 - (14)、(14)のところをお開きいただきたいと思います。

調整方針といたしましては、先ほど協議会でも報告がありましたとおり、庄内北部地域合併協議会における調整方針からの修正はなしということでございます。

調整の内容といたしましては、(1)といたしまして、生活排水の事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2)といたしまして、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料については現行のとおりとし、5年をめどに統一する。

(3)といたしまして、分担金につきましては、合併後は新市の算定方式により統一いたしますけれども、既に事業認可を受けている、あるいは採択を受けている事業については、現行のとおり分担金とするという内容でございます。

(4)といたしまして、合併浄化槽の補助金につきましては、制度に違いがありましたので、合併までに調整するという内容でございます。

(5)といたしまして、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付に係る融資及び利子補給は新市に引き継ぎますけれども、合併後は酒田市の例により統一するという内容でございます。

融資額につきましては、酒田市が一番多いというような状況にあります。

資料の中で修正した点についてですけれども、数字的に最新の資料にしたという点と、遊佐町の欄を削除させていただきましたけれども、それ以外に大きな記載の変更というものはございません。認可の時期ですとか、そういったものを新しい数字に置きかえをさせていただきました。

以上、簡単ではありますが、生活排水関係事業の取扱いについてご説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長(佐藤 弘) 前回の協議内容と変わりがないという調整方針でありますけれども。

皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

今、酒田市では農集の使用料の改定に動いているわけですね。それは修正後に、ここに新たな数字が出てくるという理解で、それも5年後に1市3町での調整をするということになるのか、その辺は。

建設部会長。

建設部会長(阿蘇弘夫) 数字については、今度の議会で決定をいただければ、資料として訂正になると。

それから、農業集落排水の料金につきましては、ほかの町の料金につきましても5年をめ

どに統一していきましょうということですので、酒田市においては農業集落排水だけ違っておった関係がありまして、それも合併を踏まえた論議と同じようになるような年度で改定をしていくという内容になっていきますので、この調整方針に何ら差し支えがないと、こういうふうになると思います。

委員長（佐藤 弘） 特に農集などは、酒田市の場合は世帯割というようなことになっていきますけれども、今改定をしようという動きがありますので、その都度 合併前ですから、決まった段階ではお値段を差しかえをしていただき、了解をしていただくという形になるかと思います。

小松原委員。

委員（小松原 俊） 農集の計画で、浜中地区の2,400人の未定というのは、これは全然、計画はないのか。

委員長（佐藤 弘） 建設部会長。

建設部会長（阿蘇弘夫） 未定、私が見ている資料とちょっと。

委員（小松原 俊） この1の2。

建設部会長（阿蘇弘夫） 事業年度の未定ということですか。

委員（小松原 俊） 資料、（14）の2。

建設部会長（阿蘇弘夫） 全体では平成20年代には全体を終わりたいという計画です。とりあえず平成23年度までについてはここに書いてありますけれども、それ以降については事業認可をもらっていないとか、まだ年度が何年かかりますよと、はっきりしていないものだからデータを出していません。ただ、全体的な構想としては、平成20年代に全部終わるような構想で浜中もいきたいということですが、事業実施年度が固まったというものだけ書かせていただきましたので、こういう表現になっているということでございます。

委員（小松原 俊） やはり市になっていて、下水というか、そういう生活排水というものが未定というもので……。

建設部会長（阿蘇弘夫） 構想の中では、もう年度もある程度示してありますので。

委員（小松原 俊） そういうものでも入れた方が、よいのではないかと思う。

建設部会長（阿蘇弘夫） うちとしては、構想を市民にもう開示をしていますので、ここに書いても何ら差し支えはないというように思いますので、調整をして、これも直させていただけるものであれば直させていただきたいというふうに思います。

委員長（佐藤 弘） 今指摘がありました。建設部会長は平成20年代と、20年は20年から29

年まであるわけですから、その辺の、今いろいろな関係で若干の動き、さっき言ったことも含めて私は出てくると思うんです。それもやはり決定次第、少し年度を入れられるような格好で調整をしていただきたいなと思います。

いいですか。

委員（小松原 俊） 浄化槽ですので、予定と書いて置いて。

委員長（佐藤 弘） ほかに。

〔発言する者なし〕

委員長（佐藤 弘） ないようですので、それでは協定項目24 - (14) 生活排水関係事業の取扱いについては、今少し意見がありましたけれども、そのことを踏まえて確認をさせていただきたいと思います。

---

### 協議第31号 協定項目24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて

委員長（佐藤 弘） 次に、協定項目24 - (15) 建設関係事業の取扱いについてを議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

事務局（後藤重明） それでは、24 - (15) 建設関係事業の取扱いでございます。

先ほどと同様に、調整方針につきましては修正なしということでございます。

大きいくりといたしまして3つございまして、土木関係事業、住宅関係事業、都市計画関係事業ということでございます。

まず、初めに、土木関係事業ですけれども、市町道は現行のとおり新市に引き継ぐと。

除雪につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎまして、補助の制度に若干違いがありましたので、合併まで調整し、統一したもとの実施する。

道路、側溝、草刈りの補助につきましても、地域の実情を踏まえて合併までに統一する。

道路の占用手数料につきましては国の基準がありますので、そちらに合わせて合併時に統一するという内容でございます。

住宅関係事業につきましては、公営住宅の管理につきまして、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料につきましては現行のとおりといたしますけれども、合併後の制度改正に合わせて調整するという内容でございます。

住宅資金貸付事業につきましては、これも先ほどと同じように制度は合併までに統一して

調整しまして、統一したもので実施するという内容でございます。

資料の方は、酒田市の制度が今年度変わりました関係上、9ページになりますけれども、記載を変えさせていただいております。このページでは、融資実績が前の資料では平成14年度までしか出ておりませんでしたけれども、平成15年度までの貸付実績を記載をさせていただいております。

貸付額としては、酒田市、八幡町が200万円、平田町が150万円というような内容でございます。

続きまして、都市計画の関係事業につきましては、都市計画を設定しているのが酒田市と八幡町の2つということになりました。都市計画、都市マスタープランにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に作成する。

景観事業につきましては、現行のとおり引き継ぐ。

公園都市構想につきましては、酒田市の例により統一する。

都市計画の関係事業の補助事業につきましては、酒田市の例を基本として合併時に実施する。

あとは、(5)手数料といたしましては、市の基準により合併時に統一するという内容でございます。

資料といたしましては、新しい数字に置きかえたという先ほどの説明したページは修正しておりますけれども、そのほか、新しくしたところといたしましては、最初の1ページの道路の関係の延長が若干変わっておりましたので、その辺の変更、数字の把握はさせていただいておりますけれども、そのほか変更したところはございません。

以上、建設関係事業の取扱いについて説明を終わらせていただきます。ご協議をよろしくお願いいたします。

委員長(佐藤 弘) 今、説明がありましたけれども、平成15年度の数字が入ったり、今までの前の資料より若干、新しい数字で変わっているというようなことの説明がありました。

委員の皆さんから何か意見ありますか。

齋藤委員。

委員(齋藤康広) 土木関係の(4)の道路占用手数料の件ですが、これは町道と市道との国の基準であとで統一するということになってはいますが、これは資料は違っていたんですか。市道と町道との区別があったんですか。

委員長(佐藤 弘) 原田土木課長。

土木分科会副会長（原田 茂） 道路法の中で、甲、乙、丙という3つの区分がございます。これはどういう区分かということですが、大都市については甲、それから乙が市、それから丙については町村というような仕分けがございます。これについては、国道についてそういう規定があるわけですが、それに準じた形で県道、それから市町村道については適用をしていくという状況でございます。そうした関係で市については、現酒田市については乙を使っていると。それから町村については丙を使っているという状況でございます。委員長（佐藤 弘） ほかにありますか。

一気にやるということは難しいことである。資料ばかりを見ていると頭が痛くなりますよ。今ちょっと占用手数料の関係もありましたけれども、基本的には前と変わっていないということですから、このことについても確認をさせていただきたいと思います。いいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（佐藤 弘） ありがとうございます。

これまでは今までの関係で説明をされて、（１）から（４）までの協議が確認をされました。

---

#### 協議第４３号 協定項目２４ - （１３） 水道関係事業の取扱いについて

委員長（佐藤 弘） 次に、協議第43号の協定項目24 - （13） 水道関係事業の取扱いについてを議題といたしたいと思います。

これも若干、先ほど協議会でお話がありましたけれども、今回初めての正式な提案というふうになります。今までは勉強会等がありましたけれども、そのことについて、まず調整方針等についてご説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、上水道分科会長。

上水道分科会長（原田昌之） 上水道事業の調整方針について説明申し上げます。

まず、最初に簡易水道の関連でございますが……。

委員長（佐藤 弘） 資料がどれか、ちょっと。

上水道分科会長（原田昌之） 24 - （13）。

建設部会長（阿蘇弘夫） 協議会の会場で渡した資料です。

委員長（佐藤 弘） 会場で渡した資料だな。何ページになりますか。

上水道分科会長（原田昌之） 一番後ろの方。

委員長（佐藤 弘） 一番後ろの方ですか。地域審議会の前ですね。

上水道分科会長（原田昌之） 一番表が財産の取扱いについてと書いてある資料のずっと後ろの方です。

委員長（佐藤 弘） 資料、わかりましたか。

事務局（後藤重明） A 3の横長の資料になります。

委員長（佐藤 弘） これのやつ。

事務局長（五十嵐龍一） その前のページです。

委員長（佐藤 弘） いいですか。

上水道分科会長（原田昌之） それでは、説明申し上げます。

水道関係事業の取扱いについては、（１）から（４）まで４枚ございますが、まず最初の１ページ目、上水道事業及び簡易水道事業は、現行のとおり新市に引き継ぐということでございますが、１市３町の水道事業については、上水道事業が３カ所、簡易水道事業が１カ所でございます。そのうちの酒田市、松山町、平田町については、認可が上水道事業で認可をとっております。それにつきましては、新市に引き継いで、名称等の変更が必要な場合は、その手続を行う。つまり変更認可申請を行うということでございます。

それから、八幡町の簡易水道につきましては、簡易水道と上水道の違うところで申し上げますが、5,000人以下は簡易水道という認可になります。したがって、地方公営企業法が適用になりませんので、一般会計の中の特別会計で運営されているということになります。地方公営企業法が適用になりますと、企業会計方式に当てはめられまして、その不採算部分については一般会計から補助金ということで繰り入れられると。しかしながら、形としては上水道と同じような運営をされていくということでございます。

八幡町につきましては、人口割合で約70%ぐらいは酒田市の給水区域内に入っております。残り30%についての水道事業が簡易水道になっているという状況でございます。それで、新市に引き継ぎましても、いわゆる地方公営企業法適用というのは今すぐには難しいという状況下でございます。法適用をするには一定の施設、あるいは書類の整備が必要であります。新市にいったから、それを適用するための作業を行うということで、分科会では取りまとめをしております。

それから、酒田市、松山町、平田町につきましては、合併は新設になりますけれども、水道事業は今現在それぞれ３つの水源を持って独立しております。その水源をつないでやらな

いと経営できないということでは、今すぐではありません。したがって、新規に認可申請いたしますと、非常に膨大な事務作業が出るということと、施設の点検等に国の方で参ります。そういたしますと、それに対する整備ということも、またその一方で発生してまいりますので、とりあえずはそのままの形で新市に引き継ぐと。そこで 後で料金も出ますけれども、さまざまな部分で新市の水道事業の計画、つないだ方がいいのか、あるいは災害に強い水道にするためにどういう形がいいのかということも議論しながら、統合するとすれば、その段階で統合していくと。とりあえずは新市に変更認可で移行するという考え方でございます。

次に、(2)の方ですが、使用料金でございます。上水道の水道使用料については現行のとおりといたしまして、5年をめどに統一するということでもあります。これは、さきに委員長の方から勉強会というお話がありましたけれども、それぞれに簡易水道を除いて独立採算をやっているわけですが、財政状況がまちまちということもありまして、特に松山町においては、まだ財政的にすぐに並ぶというのは難しい状況にあります。したがって、酒田市と平田町についてはほぼ同じくらいの人口割合で財政力を持っておりますけれども、そういった関係から松山町については約5年程度、現行料金で頑張っていて、その後酒田市の料金を基本とした、形としては下がっていくということに調整したいということでもあります。

それから、八幡町の簡易水道については、先ほど申しあげましたように70%を酒田市の水道事業でやっている関係上、簡易水道についても、ほぼ同じような水道料金体系をとっております。酒田市の上水道と同じような料金体系をとっておりますが、使用水量によって300円ないし400円程度の違いが出てまいります。その辺をいずれ直していかなければならないということがあるものですから、簡易水道のままで酒田市の料金に合併時に統一すると、こういう形をとりたいということで意見の調整を行ったところでございます。

それから、平田町につきましては用途別料金体系になっておりますので、これを、5年をめどに統一するときに、全体が用途別がいいのか、あるいは口径別がいいのか、それを統一して同じ料金にしていきたいというのも、5年をめどに統一するという中に入っているところでございます。

次に、(3)の加入金についてでございますが、これも酒田市と八幡簡易水道はほぼ同じなんです。ここで酒田市の方に30ミリというものがございませぬ。これを新市で改定するときに30ミリを採用していくという考え方に立っておりますが、実は平成12年から料金改定



を計画した経過があるわけですが、その中には30ミリも取り入れるという形になったのですが、料金改定を見送った関係で、現在は30ミリのメーター使用についてはまだ認めていないという状況です。これも変えていくということで。

加入金についても、現使用者と、これから新たに加入する使用者との施設の負担の部分についての均衡をとるという性格で加入金をお願いしている経過がございます。したがって、この加入金についても料金同様、水道事業を運営していく総括原価の中から算出されるものというふうな位置づけをされておりますので、料金改定と合わせて、この部分も統一していくという考え方で調整をしたところでございます。

次に、(4)の手数料についてでございます。手数料は、合併時に酒田市の例に統一するというところでございます。

これもごらんいただくとおわかりのように、金額的なばらつきもございまして、项目的な、取っているところと取っていないところということもございまして。これについても、合併時に酒田市の例に統一するというところで調整をしたところでございますが、内容といたしましては、一番下の督促手数料を除いては、ほとんど工事に関する手数料関係が大半でございます。つまり原因者負担ということですので、通常、水道を継続してお使いになっているお客さんの皆さんには余り関連しないということから、件数的にも、酒田市以外については相当数の数には上がらないということから、これは合併と同時に統一した方がいいのではないかとということと、先ほど申し上げました総括原価の中での手数料というものは発生主義ですから、いつ発生するかわからないということからの性格から言えば、総括原価の中で見るべきものではないという性格のものでございますので、これは合併と同時に統一した方が事務的混乱が生じないということから、合併時に酒田市の例に統一するというところで調整案になったところでございます。

以上、ある程度簡単に説明申し上げましたけれども、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長(佐藤 弘) 4項目での調整方針が報告になりました。

分科会でいろいろ議論されて、ここまで調整がなされたと思うんですけれども、委員の皆さんからいろいろな点がもしありましたら、お願いをしたいと思います。

小松原委員。

委員(小松原 俊) 八幡町の簡易水道で、さっきの説明だとすぐには公営の方に入れられないと、その理由として書類は大体わかりますが、施設の整備があるということですけど

も、どのくらいの整備ですか。

委員長（佐藤 弘） 分科会長。

上水道分科会長（原田昌之） これは八幡町の方に実際は、詳細については伺わないとわからない部分があるのですが。例えば、ここで書類整備になっていないのは何が一番ネックになるかと。資産台帳なんです。資産台帳がないと、減価償却費が算出できないと。したがって、その資産台帳をつくるには、例えばポンプを設置したとすれば、その設置した金額、契約年月日とか、その契約書があれば、逆算して出せるわけですけれども。それが全然、そういった書類がないとすれば、もう既に減価償却が終わっている施設も発生する可能性がある。それも更新しないと、なかなか大変な部分がありますので、それに時間がかかるということで、地中に入っているものもありますし、職員ではなかなか難しいと。その台帳を起こすことが難しいということで、専門家に コンサル会社と申しますか、そういうところに頼んでつけないと難しいのかなというふうに思っていますので、そういう意味で更新事業が既に終わっているものがあるとすれば、施設の更新にも関連してくるということでございます。

委員長（佐藤 弘） 小松原委員。

委員（小松原 俊） もし、これから更新していかなければならないとなると、どちらの会計でやるかの話である。これは変な話だけれども、遊佐町の問題はこの辺であったわけだ。ある程度、合併後というめどよりも、これくらいはあると。それを一般会計でまず、統一するまでの5年の間にやってしまうのか、その後やるのかはある程度方針は必要名ではないか。

委員長（佐藤 弘） 上水道分科会長。

上水道分科会長（原田昌之） 簡易水道でもう少し説明不足だったと思いますが、申し上げますけれども、例えば仮に八幡簡易水道が今、公営企業法が適用になったと、合併と同時になったとした場合で申し上げます、書類が整備なったという仮定で。そうしますと、今現段階でおおむね年間4,000万円くらいの一般会計の持ち出しがあるんです。特別会計の中でやっていますけれども、いわゆる料金で不足する。それを一般会計の方で払っているわけですが。今度は法適用になりますと、水道事業会計で経理はいたしますが不採算が出てくるわけです。そうしますと、その部分については一般会計の方に当然、水道事業体は補助金をくださいと、繰り入れしてくださいということが約束されないと、経営できないということになります。したがって、簡易水道のままでいこうとも、公営企業法適用で水道事業体で委託

を受けてやろうとも、不足分については一般会計で出さないとできないということです。

委員（小松原 俊） だったらなおさら、その金額というのは、今でさえも4,000万円も出しているとするならば、ある程度やはり明らかにするということもおかしいけれども、ここの場で少しは議論されるようなものがあるのもいいのではないかと。資料として。

委員長（佐藤 弘） 上水道分科会長。

上水道分科会長（原田昌之） それはちょっと、財政部門の方でやられるもので、私どもの、何といいますか、水道事業体の所有の施設でないものですから、それを一方的にこちらで議論だけというのは果たしていいのかなと。簡易水道については、そのとまどいは前からありました。

委員（小松原 俊） それはわかる。縦割り社会の世界だから。でもある程度、ここでも、別に書類そのものを見ても、こういうものだということも共通認識で持っていてもいいのでは。

上水道分科会長（原田昌之） 酒田市も飛鳥簡易水道を持っています。松山町さんも持っていますし、平田町さんも持っているわけです。それも一般会計から補助金として、もう既にもらってやっているわけです。ただ八幡町だけが、先ほど申し上げましたように酒田市上水道の区域が7割だったものですから、そこだけを町の方で経営していたということなもので。

ただ、合併と同時にすぐ法適用をされればスムーズに行くとは思いますが、ただ財政的な部分はどこへいってもずっとついてくる。これは法の趣旨ですから、いたし方ないのかなと思っています。

委員長（佐藤 弘） 水源は統一できないんですか。

上水道分科会長（原田昌之） 経営上メリットがあれば統一するんですが、今現在しなくても、それぞれに運営をやられていますから、これを工事を起こしてつないで、水の流れを変えるところで、いろいろな問題もまた想定されます。したがって、これは早急にすぐというのは非常に難しいものというふうに考えています。

委員（小松原 俊） 結局、山手をもっているの、むこうにはそんなにこっちからポンプアップしてまでつなぐ必要がないという、そういうものであれば別に私はあれだけでも、管の布設替えだとか、何だとか、そういうものがあるんだとすれば、そういうものはどれぐらいかかるというものは、ある程度出すべきではないかなと、そういうことなんです。

委員長（佐藤 弘） 上水道分科会長。

上水道分科会長（原田昌之） 八幡町の簡易水道についても、コンサルの方に今さかんと聞

いているところで、どのくらいの費用がかかるのかということをお願いしているところです。ですから、もうしばらくすると、その費用については。したがって、その部分については財政部門の方で、新市になるとそういう負担もありますよというのは、当然のことながら出てくるわけです。

委員（小松原 俊） わかりました。

委員長（佐藤 弘） ほかに。

これも、今の関係も公営企業法の適用を目指すという方針ですから、5年になるのか、どこまでかかるのか、それはちょっと見えなと思いますけれども。名前も酒田市 新市の水道局というものであるので、その辺については今までいただいた意見等を十分考慮しながら対応をしていただきたい。

酒田市の場合も大平と、それから大平の上水道も挙げたんですけれども、これも簡易水道、ニーズが少ないから。それでもやはり一般財源から、つくったときの起債を一般財源から出しているということなんです。飛島もそういうことなんです。ですから、簡易水道でつくったときは皆起債を起こしてやったということだから、その分に対して持ち出しは一般会計の方から出していただいているという状況だと思うんです。だから、それはあるときまで継続してやると。それは財政的なもので、当然考えていかなければならない課題で、水道局の方ではちょっと解決できないかなと思うんです。

上水道分科会長。

上水道分科会長（原田昌之） 今の補助金の関係でもう少し情報を申し上げますと、飛島簡易水道で年間約2,800万円、給水人口割合で300人切るくらいですから、相当の費用になります。

それから、今、委員長が言われました大平で年間1,700万円。それを一般会計の方からいただいていると。つまり不採算部分を補ってくださいと。それでプラスマイナスゼロとしているわけです。そういうものがございます。

それから、もう一つ先ほど言い忘れましたが、平田町の用途別料金、あれを仮に口径別料金に変えますと、松山町の場合はほぼ酒田市と同じような、レベルは高いですが、段階的には同じなんです。平田町の場合は一般家庭用を仮に酒田市料金に直しますと、約10%ぐらいは下がるんですが、大口径の方が5割ぐらい上がってしまう。酒田市の方が大口径は高いんです。そうしますと、それをすぐに適用は非常に難しいものということで、分科会の中で議論をされておまして、統一するときに段階的に、大口径については軟着陸させる、激変

緩和措置が必要ではないかということも分科会の方で出されていますが、5年後に統一するというのでのそういった議論も分科会の中で話し合いをされて、そういうふうな激変緩和措置はぜひともやってほしいということで調整をしていきたいなというふうに思っています。

委員（小松原 俊） うちの方はちょっと、下水の方は全部平等割、人数割という格好でやってきて、これは水道の方のメーターからということになると、やはりちょっと、がらっと変わってくる。それも結局加味した格好でないと、ちょっとこのものが、いいのか悪いのかというよりも、どうなるのかというのがちょっとわからないと。

委員長（佐藤 弘） 酒田市の農集がそれに今度は変えようとしているわけです。懸案だったわけだから、戸数割だとか、人数割でなくて、水道の従量料金に改訂していくと、余りに大きいものだから、結局、今の5年後の流れに合わせて調整をしていくという、3回かな、4回なのか、そういう関係で一緒にする。ですから5年後に統一するというのであれば、その後の新しい議会、議員方でいろいろ、その件の調整の姿が問われていくわけですね。あるいは理解をしていただく。

ただ、合併時に統一するというのであれば、私どものこの小委員会もまだそこまで生きていると思うんです。ですから、そこで報告をして、こういう方針で合併すると、こういうことでやると、我々の委員の意見もそこに若干は反映されるということだと思えます。ですから、調整方針はこういうことでやりましょうということの中身だと思いますので、この水道の関係についても合併時にこういうふうに調整しますということが確定した、あるいは調整がついた段階では我々の意見も少し配慮されるのかなという感じはいたします。そういう流れでいいんでしょう。だから、これが終わったから小委員会がなにもいいと、勝手に合併時に調整したものができて、はいやりましょうなんて言ってもちょっと、やはり調整方針は示してもらおうということになるんだと思います。そのときもまだ意見調整ができるというふうに思っています。

時間も12時までということになりました。11日の日にちまで、来月の日にちまで決められているという状況であります。特に上水道の関係についてはいろいろな意見がありました。なかなか難しい面もあるのかもしれない。

ただし、合併時に即料金改定だということにはならないように、松山町さんの方は高いわけですけども、5年間をめどにというふうな調整方針です。

皆さんどうですか。きょうのこの小委員会で確認をしていただいて、次に協議会に報告すると。この調整方針で報告させていただくということでもいいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（佐藤 弘） わかりました。

それでは、24 - (13) 水道関係事業の取扱いについては、調整方針の原案どおり確認をいたしました。

以上で、きょうの私ども小委員会に案件として出されたものについては協議を終わりました。

---

## その他

委員長（佐藤 弘） ほかにもし何かあれば聞きますけれども、委員の皆さんから、あるいは当局からも。

事務局（後藤重明） それでは、本日ご協議いただきました5件につきましては、出されましたご意見の趣旨を十分に踏まえまして次回協議会に報告をしたいと思っております。

報告書の作成については、委員長にご一任をお願いしたいと思っております。

〔「はい」と発言する者あり〕

事務局（後藤重明） ありがとうございます。

そのほか、事務局からは特別はございません。

委員長（佐藤 弘） それでは、以上で第4小委員会を閉会いたします。

土曜日で、職員の皆さんもいろいろ日程があったと思いますけれども、非常に大勢出席されて、また次も土曜日ということで、私もなかなか事務局は大変荒い扱いをするなということで思っていますが、日程調整なのでしょうがないなと。

ぜひ今後ともご協力をお願いいたしまして、閉会をいたします。

ありがとうございます。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分